

10月31日(日)は

投票時間 午前7時～午後6時

投票場所 村内の各投票所



# 「衆議院議員総選挙」および

# 「最高裁判所裁判官国民審査」の投票日です

投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票にご協力ください

【期日前投票期間】

10月30日(土)まで

【期日前投票時間】

午前8時30分～午後8時

【期日前投票場所】

101会議室(役場別館)

## 公示日

10月19日

## 投票できる方

満18歳以上(平成15年11月1日までに生まれた方)で、令和3年7月18日までに▽住民票が作成された▽転入の届出をした――のいずれかに該当し、引き続き3か月以上、東海村の住民基本台帳に記載されている方

### 令和3年7月18日以降に転入の届け出をした方は

以前の所在地での投票となります。なお、令和3年7月18日時点で、以前の住所地において引き続き3か月以上住所を有していない場合は投票できません。詳細は、以前の住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 投票所入場整理券

投票の際は、世帯ごとに郵送される「投票所入場整理券」から、ご自分の氏名が書かれた投票所入場整理券を切り離してお持ちください。何らかの事情で投票所入場整理券が届かなかつたり、紛失したりした場合でも、選挙人本人であることが確認できれば投票できますので、投票所係員にお申し出ください。

## 投票所

投票日(10月31日(日))当日は、投票所入場整理券に記載された投票所で投票してください(下表参照)。

## 投票所名

## 投票場所

第1投票区投票所	真崎コミュニティセンター
第2投票区投票所	村松コミュニティセンター
第3投票区投票所	中丸コミュニティセンター
第4投票区投票所	舟石川保育所
第5投票区投票所	外宿二区自治会集会所
第6投票区投票所	石神コミュニティセンター
第7投票区投票所	亀下区自治会集会所
第8投票区投票所	白方コミュニティセンター
第9投票区投票所	村松幼稚園
第10投票区投票所	村民活動センター
第11投票区投票所	中央公民館
第12投票区投票所	舟石川コミュニティセンター
第13投票区投票所	南台区自治会集会所
第14投票区投票所	船場区自治会集会所

## 期日前投票制度

「期日前投票制度」は、仕事や旅行等の理由で投票日当日に投票できない場合でも、投票日の前に投票できる制度です。※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票を積極的にご利用ください。

### 期日前投票をするときは

投票所入場整理券の裏面が「宣誓書」となっていますので、必要事項を記入の上、お持ちください。

期日前投票期間 ▼ 10月30日(土)まで

期日前投票時間 ▼ 午前8時30分～午後8時

期日前投票場所 ▼ 101会議室(役場別館)

## 選挙における感染症対策と有権者の皆さんへのお願い



村では、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底します。また、投票所にお越しの際は、次の点にご協力ください。

### ■皆さんへのお願い

▽マスクの着用、咳エチケットの遵守、来場前と帰宅後の手洗い・消毒にご協力ください。

▽周りの方と一定の距離を保ち、会話はお控えください。

▽村公式ホームページ等をご覧の上、混雑する時間帯を避けてご来場ください。

※アレルギー等によりアルコール消毒が困難な方は、係員へお申し出ください。

### ■投票所における新型コロナウイルス感染症対策

▽アルコール消毒液の設置 ▽職員のマスク着用 ▽受付、名簿対照係および投票用紙交付係の面前への飛散防止フィルムの設置 ▽使い捨て鉛筆の配置 ※ご自分の鉛筆またはシャープペンシルをお持ちいただいても構いません。▽投票用紙記載台や貸出物品(車いす等)の消毒の徹底 ▽投票用紙記載台は一定の間隔を空けて設置し、他の有権者との距離を確保 ▽投票所内の定期的な換気 ▽混雑緩和のため、過去の選挙における投票所の混雑状況や期日前投票者数を、村公式ホームページ(右QRコードよりアクセス可)等で公開



## 不在者投票制度

村の選挙人名簿に登録されている方(投票できる方)に該当で、期日前投票の期間や投票日当日に出張や旅行などで村外の市区町村(遠隔地)に滞在しているため投票に行くことができない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて「不在者投票」を行うことができます。

### ■不在者投票制度を利用したい場合は

#### ①投票用紙等の請求

村選挙管理委員会(役場行政棟3階)備え付けまたは村公式ホームページからダウンロードした「宣誓書(投票用紙等請求書)」に必要事項を記入の上、村選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。請求に基づき、滞在先に投票用紙等を郵送します。※郵送等に日数がかかりますので、お早めに手続きをしてください。「宣誓書(投票用紙等請求書)」は、公示日前でも提出できます。

#### ②滞在先での不在者投票

届いた投票用紙等を持って、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票を行ってください。投票を終えた投票用紙は、滞在先の市区町村選挙管理委員会から村選挙管理委員会に郵送されます。

### ■不在者投票のできる期間は、10月30日(土)まで

不在者投票を行う際は、必ず滞在先の選挙管理委員会へお問い合わせください。滞在先の市区町村選挙管理委員会により執務時間等が異なります。

## 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等を行っている方が、外出自粛期間中にも選挙権を行使できるよう、郵便等を用いて投票する制度(特例郵便等投票)が創設されました。一定の要件を満たすことで利用できます。※詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

## 衆議院小選挙区の区割りについて

衆議院小選挙区選出議員の区割りについて、東海村は、日立市、高萩市、北茨城市と共に「茨城県第5区」に属しています。



## 「選挙公報」をご覧ください

候補者の氏名や経歴、政見等を記載した「選挙公報」を、新聞(スポーツ新聞を除く)へ折り込み配布する予定です。役場や各コミュニティセンター等の村内の公共施設、村内のスーパーやコンビニエンスストアなどに設置するほか、村公式ホームページからもご覧になれます。

## 問い合わせ

東海村選挙管理委員会(役場行政棟3階)総務課内 〒319-1192 東海3-7-1 ☎ 282  
局1711 内線1312・1313)